

学校給食の見直しに向けたサウンディング調査の実施について

1. 趣旨

新潟市の学校給食の総合的な見直しの中で、新たな学校給食制度を構築していくにあたり、民間事業者の活用も視野に検討をしています。

つきましては、民間事業者における現状の課題や実現可能性などを把握するために、既存の給食等の事業者の皆様を対象にサウンディング調査を実施します。

2. サウンディング調査対象事業

以下についてはあくまで現時点での想定であり、対話の内容や今後の検討によって変更となります。

【概要】

- ・ スクールランチ方式の中学校 28 校について、食缶方式（献立は 1 種類）とする場合の調理・配送等業務
- ・ 1 社あたり 1 日概ね 2,000 食～5,000 食の調理を年 200 日程度行うこと
- ・ 現在スクールランチを実施している北区・東区・中央区・江南区・西区の中学校のうち、1 社あたり数校へ配送を行うこと
- ・ 学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアル等の学校給食・食品衛生・公衆衛生に関する法令・通達等を遵守すること

【調理・配送等】

- ・ 食材費は既定の額の範囲内とし、市内産の食材を優先して調達すること
- ・ 調理は自社の施設で行い、食缶を入れたコンテナを学校へ配送すること
- ・ 喫食終了後の食缶が入ったコンテナを回収し、食器・食缶を洗浄すること
- ・ 除去食・代替食の提供など一定のアレルギー対応を行うこと
- ・ 食数の管理は市で用意するシステムを使用する予定
- ・ 献立は市の栄養教諭が原案を立案し、事業者と調整を行うことを想定
- ・ 給食調理発生した廃棄物及び返却された残渣等の処理を行うこと

【備品等の準備】

- ・ 調理・配送に必要な工場・調理機器・配送車等は事業者が準備
- ・ 食器・食缶・コンテナは市が準備
- ・ 学校でのコンテナの受け取り・移動等を行う補助員は事業者が準備

3. 対話について

(1) 対話項目

※現時点での想定で構いません。可能な範囲でお聞かせください。

【必須項目】

- ①現在の施設の調理・配送能力
- ②事業公募の場合の参加意向の有無
- ③事業実施に必要な施設整備等
- ④事業実施に必要な準備期間
- ⑤採算を取れる事業規模（食数、校数、エリア、事業期間など）
- ⑥事業実施にあたり想定される課題

【任意項目】

- ①事業実施時に行うアレルギー対応の考え方
- ②地産地消や食育推進の考え方
- ③事業実施の体制の考え方（複数の団体に連携して実施する場合）

(2) 対話の進め方

参加者より上記3(1)の対話項目について、一括してご説明頂き、その後、市から質問等をいたします。ご説明は一部の項目・内容のみでも構いません。可能な範囲でお願いします。また、対話の進め方を変更する場合があります。

4. サウンディング調査実施スケジュール

実施要領の公表	令和5年12月26日
対話の参加申込期限	令和6年1月24日
対話の実施日	参加申込～令和6年1月31日まで ※申込後、個別に調整します
対話結果の公表	令和6年2月中旬

5. 対話の実施について

日 時：令和5年12月26日（火）から令和6年1月31日（水）の9時～17時
所要時間：30分～60分

会 場：新潟市役所ふるまち庁舎(新潟市中央区古町通1010番地)

対象者：事業の実施主体となり得る団体または団体のグループであって、以下の条件をとともに満たす者

- (ア) 自社で新潟市内に給食や配達弁当等の調理施設を保有していること
- (イ) 自社の施設における食缶方式での学校給食の調理及び学校への配送等を

行う意向があること

対象事業：食缶方式による学校給食の調理・配送等業務

申込期限：令和6年1月24日（水）17時

申込方法：お問い合わせ記載のメールアドレスまでメールでお申し込みください。件名は【給食対話申込】としてください。対話の希望日時があれば記載をお願いします。その場合、複数の日程としてください。

その他：対話実施の日程は申込後、調整させていただきます。調整後、実施日時と会場についてメールにてご連絡します。

6. 留意事項

（1）参加及び対話内容の取扱い

（ア）対話への参加実績は、事業者公募の場合における評価（インセンティブ）の対象となりません。

（イ）対話は参加者のアイデアやノウハウを保護するため、個別に実施します。

（ウ）対話内容は今後の検討における参考材料とします。（参加者、市双方の発言は対話時点の想定のものとし、何ら約束、保証するものではありません）

（2）対話に関する費用

対話への参加に要する費用（書類作成や対話への参加費用、交通費等）については、参加者の負担とします。

（3）対話及び対話後の協力

必要に応じて追加対話や文書照会を実施することがありますので、ご協力をお願いします。

（4）対話結果の公表

（ア）対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

（イ）対話の実施結果の公表にあたり、事前に参加者に内容の確認をします。

（ウ）参加者の名称及びノウハウに関する内容は公表しません。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年10月14日条例第43号）に基づき、公開の対象となる場合があります。

（5）対話の参加対象者

参加対象者は事業の実施主体となり得る団体または団体のグループであって、以下の条件をともに満たす者としてします。

（ア）自社で新潟市内に給食や配達弁当等の調理施設を保有していること

（イ）自社の施設における食缶方式での学校給食の調理及び学校への配送等を行う意向があること

ただし、以下に該当する場合は除外します。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生、再生手続き中の者
- (ウ) 新潟市暴力団排除条例（平成 24 年 10 月 2 日条例第 61 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団、暴力団員（以下同じ）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

7. お問い合わせ先

新潟市教育委員会事務局保健給食課 担当：鈴木、堂前

TEL:025-226-3209

E-mail : hokyu@city.niigata.lg.jp